

連番	質問	回答
1	難病小慢DBの導入及び診断書のオンライン登録の実施は義務か。	義務ではありませんが、前回値踏襲機能等により診断書作成の負担軽減が見込まれる他、エラーチェック機能の活用により、診断書の内容に関する自治体からの問合せ件数が減少すると見込まれるため、実施の検討をお願いします。各医療機関の事情に応じて御検討ください。
2	診断書のオンライン登録の実施や、補助の申請は今年度行わなければいけないのか。	診断書のオンライン登録については、各医療機関の事情に応じて、実施が可能となった段階での導入が可能です。また補助は次年度以降も継続の見込みですので、オンライン登録の実施に併せて御申請ください。
3	難病小慢DBを利用しない場合、申請上の不都合や影響等はあるか。補助を受けずに診断書のオンライン登録を実施してもよいのか。	影響等はありません。補助を利用せず診断書のオンライン登録を実施しても差し支えありません。
4	同一自治体で複数回の補助、及び自治体をまたぐ補助は受けられるか。	同種の補助を受けられるのは1度のみとなります。
5	中核市（船橋市及び柏市）の医療機関であり、難病指定医等については千葉県に、小慢指定医については中核市に申請することができるが、いずれに申請を行うべきか。	難病指定医等及び小慢指定医の両方について診断書のオンライン登録を実施する場合には、難病指定医等について千葉県に申請をお願いします。いずれかのみを実施する場合には、対応する自治体へ申請してください。
6	パソコンの購入は必須か。既にあるパソコンを使用することは可能か。	既存のパソコンであっても接続要件を満たしていれば、難病小慢DBを使用可能です。既存の業務パソコンとの区別を行いたい等の場合には新しいパソコンの購入を検討してください。 接続要件はホームページに掲載されている「＜別添＞難病小慢DB更改に関する周知（詳細）」の4ページ目に詳しく掲載されています。
7	院内システムの電子カルテから、難病小慢DBのオンラインシステムにはどのように接続すればよいのか。	院内システムのデータをXMLファイルに出力し、出力したXMLファイルをインターネットに接続されているパソコンに移します。最後に、インターネットに接続されているパソコンから難病小慢DBにログインし、患者情報をアップロードします。
8	運用イメージを知りたい。	「難病小慢DB更改に関する情報共有【厚生労働省健康局難病対策課2022年2月】」の16ページ及び32ページ以降にイメージ図が掲載されています。
9	見積書をとったパソコンが購入前に在庫切れになってしまった。	疾病対策課難病審査班（sippei5@mz.pref.chiba.jp）まで御連絡ください。
10	システムベンダに展開したところ、年度内にシステム改修を終えることができないとの回答を受けたが、この場合は補助の対象とならないか。	本事業の補助は年度内の完了及び実績報告が必要ですので、次年度以降の申請を御検討ください。
11	指定医登録のない医師が作成する場合はどういった運用になるのか。	指定医登録が無い医師の入力は医療クラークと同様の運用となります。指定医が最終確認のうえ登録する流れとなります。
12	オンライン登録を実施する場合、アクセスキー付き臨個票・意見書のデータを患者に渡すことになるが、どのような形で渡すことになるか。	難病小慢DBから紙出力し指定医が署名した診断書（写し）を患者にお渡しする流れとなります。
13	具体的にどのような費用が補助の対象となるか。	医療意見書のオンライン登録を実施するために必要な備品等としては、本事業のみで使用することを前提に、以下のものを想定しています。 ・パソコン ・プリンター ・USB等の記録媒体 ・wi-fiルーター ・タブレットPC ※プリンター、USB等のパソコン周辺機器については、パソコンとの抱き合わせでの購入に限らず、単体での購入も補助対象となります。 ※wi-fiの月額料金、パソコンの月々の保証等のランニングコストについては、補助対象に含まれません。
14	対象者が「指定医の勤務する医療機関の設置者とする」となっているが、設置者が同一である複数の病院の場合、同一設置者への交付として1回の交付となるのか。各病院毎の交付となるのか。	交付は医療機関単位で行われますので、設置者が同一の病院であっても、医療機関番号が異なる場合にはそれぞれ交付の対象となります。
15	千葉県臨床調査個人票等電子化推進事業実施要綱の第5「算定に必要な事項は別に定める」とあるが、別とはどこに規定しているのか。	千葉県臨床調査個人票等電子化推進事業補助金交付要綱の第4条に規定しておりますので、御確認ください。